

災害発生時における相互協力

陸上自衛隊東部方面隊と東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社との連携に関する実施協定について

～ 想定される取り組み事例 ～



平成24年6月12日

陸上自衛隊東部方面隊
東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社

1. 協定概要

○ 協定の名称

「陸上自衛隊東部方面隊と東日本高速道路株式会社との連携に関する実施協定」
「陸上自衛隊東部方面隊と中日本高速道路株式会社との連携に関する実施協定」

○ 協定締結者

(1) 陸上自衛隊東部方面隊東部方面総監	渡 部 悅 和
(2) 東日本高速道路株式会社代表取締役会長兼社長	佐 藤 龍 雄
(3) 中日本高速道路株式会社代表取締役会長兼社長	金 子 剛 一

○ 目的

災害発生時における相互協力について円滑な連携を図ることを目的とする

○ 協定内容の概要

(1) 被害情報の共有
(2) 高速道路施設、敷地、資機材、物資等の提供(NEXCO東・中→東部方面隊)
(3) 救援活動に必要となる高速道路、施設の緊急復旧(東部方面隊→NEXCO東・中)
(4) 定期的な会議及び訓練

2.協定範囲

○ 協定の対象範囲

**NEXCO東日本、NEXCO中日本事業
エリア内における東部方面隊の部隊
行動地域**

※ただし、東部方面隊の部隊が東部方面隊の部隊行動地域
以外に災害派遣部隊として移動する場合、又は東部方面隊以外
の自衛隊の部隊が災害派遣のため、東部方面隊の増援又は
支援として東部方面隊の部隊行動地域を移動する場合も適用
される

◇東部方面隊の部隊行動地域

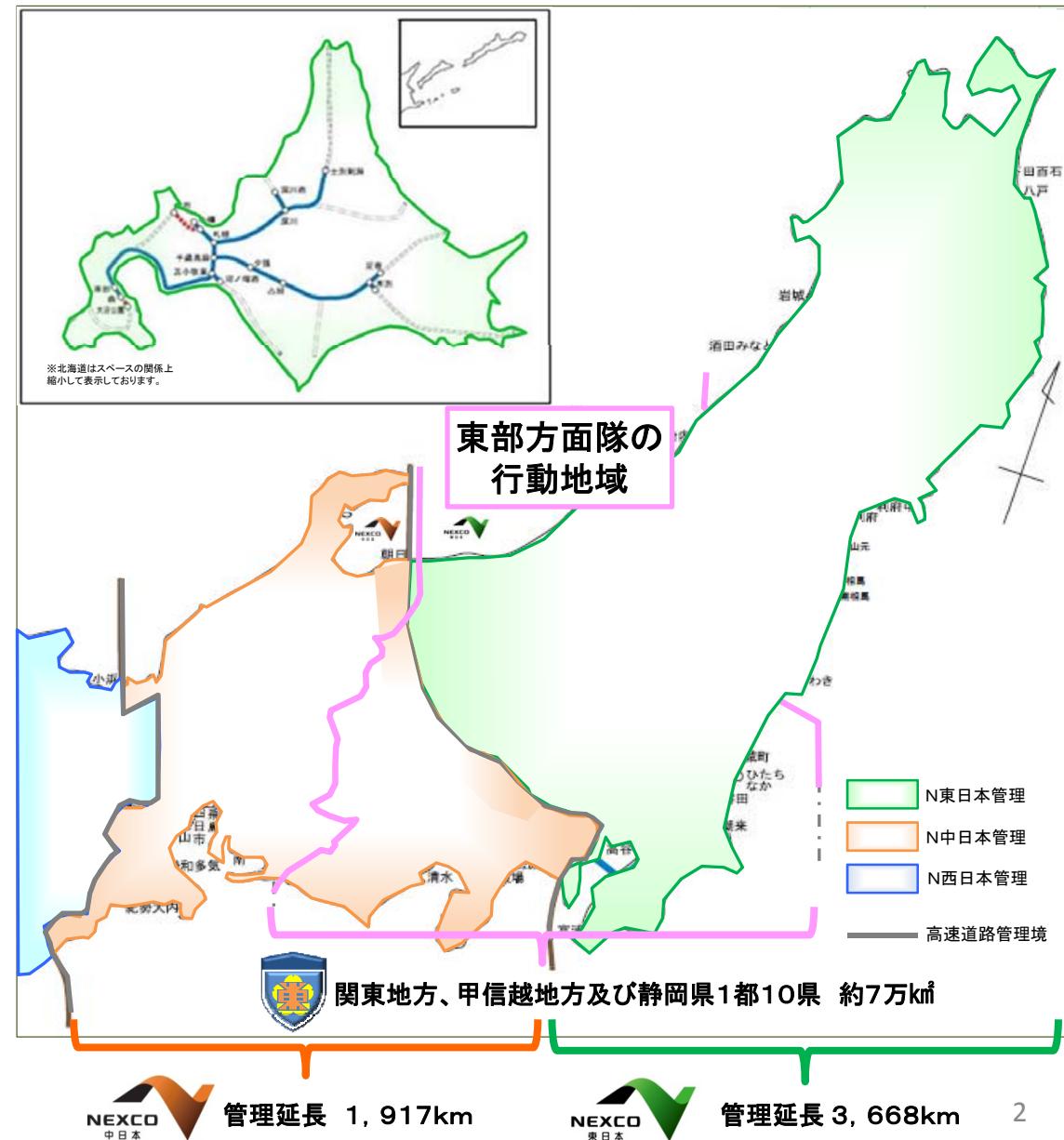
- ・関東地方(茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、
東京都、神奈川県)
- ・甲信越地方(新潟県、山梨県、長野県)
- ・静岡県

◇NEXCO東日本の対象支社

- ・関東支社、新潟支社

◇NEXCO中日本の対象支社

- ・東京支社、八王子支社、名古屋支社



3.協定内容の概要

陸上自衛隊
東部方面隊



- 被害情報の提供
- その他被災地の救援活動に必要と認められる事項
- 定期的な会議及び訓練

- 救援活動に必要となる道路、施設の緊急復旧

- 救援活動に必要となる施設、敷地、資機材、物資等の提供
- 緊急開口部を活用した緊急車両の通行など

災害発生時における円滑な相互連携協力

東日本
高速道路(株)



中日本
高速道路(株)



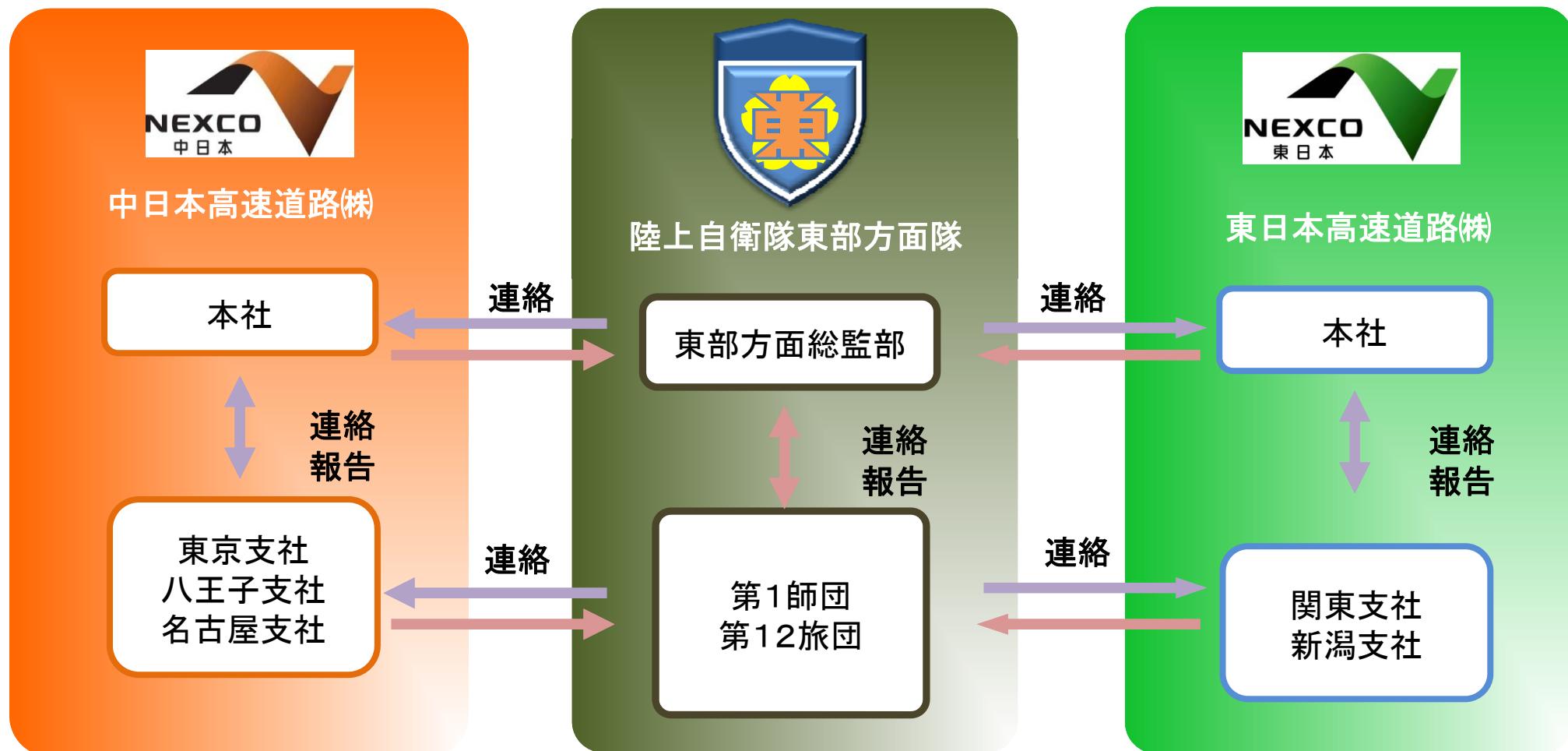
被災地域の救援

4. 被害情報の共有

○ 災害時の連絡態勢の確立と被害情報の共有

災害発生時に十分な情報を共有しうる連絡態勢を確立し、相互に協力し被害情報の共有化

↑ 陸上自衛隊からの情報
→ NEXCO東・中からの情報



5.NEXCO東・中による陸上自衛隊東部方面隊への協力

○NEXCO東・中保有施設の提供など陸上自衛隊の後方支援

- ・救援活動に必要となるNEXCO東・中が管理・保有する施設、敷地、資機材、物資等の提供
- ・緊急開口部を活用した緊急通行車両の通行など

【高速道路施設の活用イメージ】



災害派遣部隊の進出拠点として活用



災害派遣部隊指揮所展開



場外離発着場(ヘリポート)の活用



岡崎IC付近(東名)



緊急開口部の活用



6.陸上自衛隊東部方面隊によるNEXCO東・中への協力

○陸上自衛隊による救援活動

救援活動に必要となる、道路、施設の緊急復旧

【陸上自衛隊による緊急復旧イメージ】



7.定期的な会議及び訓練

○ 災害時に備え、平常時から『顔の見える関係』構築

災害発生時に備え、平常時から災害対応の課題を共有し、相互の役割などを継続的に双方で確認し、適宜災害時の協力連携内容の見直しを行う



関係機関と連携した図上訓練



関係機関と連携した実動訓練



高速道路施設を活用した実動訓練

